

第1回龍ヶ崎市政治倫理調査委員会次第

日 時 令和6年1月26日午後1時30分

場 所 龍ヶ崎市役所全員協議会室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員及び事務局の紹介
- 4 委員長・副委員長選出
- 5 政治倫理調査委員会の概要（条例及び規則の概要）について
- 6 その他
- 8 閉会

龍ヶ崎市政治倫理調査委員会の概要について

龍ヶ崎市政治倫理調査委員会は、市長・副市長・教育長（以下「市長等」といいます。）並びに市議会議員の品位と名誉を損なうような行為やその職務に関して疑惑を持たれるおそれのある行為により、市民から調査請求があった場合に、市長の求めに応じ調査をするための機関です。

1 調査委員会（条例第8条）

- ・ 委員数 11名（内訳：司法及び会計に知識を有する方4名、選挙権を有する市民7名（規則第7条））
- ・ 任期 2年（再任は妨げない。）
- ・ 報酬 委員長 日額6,800円
委員 日額6,300円
※ 市外の委員には交通費（費用弁償）の支給あり
（龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例）

2 調査請求権（条例第9条）

- ・ 請求者 選挙人名簿に登録されている市民
- ・ 請求内容 市長等又は議員が条例第2条、第3条、第4条又は第5条に規定する事項に違反する疑いがあるとき
- ・ 請求先 市長等に係るもの→市長
議員に係るもの →議長（議長は市長へ写しを送付）
- ・ 提出書類 調査請求書、市民100人以上の署名、証拠資料

3 政治倫理基準（条例第2条）

- (1) 品位と名誉を損なうような行為・職務に関して疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 社会的通念を逸脱する金品の授受をしてはならない。
- (3) 市等が行う工事等の請負契約等に関して特定業者を推薦及び紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市等への許可及び認可等の便宜を図らないこと。
- (5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

- (6) 市職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 議員は、市職員の昇格又は異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (8) 企業・団体等から道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと（後援団体についても同様）。

4 契約等に関する遵守事項（条例第3条及び第4条）

- (1) 市長等・議員、その配偶者、2親等及び同居の親族が関与する企業（※1）は、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等に対し、地方自治法（※2）の趣旨に則り、契約を辞退しなければならない。ただし、明らかに法の趣旨に反するおそれのない場合は、この限りではない。
- (2) 議員が個人事業主の場合は、各年度において、市及び市が構成団体となっている事務組合等から支払を受ける額が300万円を超えるときは、地方自治法（※2）の趣旨に則り、契約を辞退しなければならない。ただし、明らかに法の趣旨に反するおそれのない場合は、この限りではない。

※1 関与する企業の範囲（規則第2条第2項）

- (1) 本人・配偶者・2親等以内・同居の親族が役員をしている企業
- (2) 本人・配偶者・2親等以内・同居の親族が3分の1以上の資本金その他これに準ずるものを出資している企業
- (3) 本人・配偶者が合計で年額200万円以上の報酬又は給与を受けている企業
- (4) 本人・配偶者・2親等以内・同居の親族が実質的な支配力を及ぼしている企業

※2 地方自治法（参考）

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第12号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第142条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

5 指定管理者の指定辞退（条例第5条）

- ・ 市長等・議員、その配偶者、2親等及び同居の親族が関与する企業は、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等に対し、地方自治法244条の2第3項に規定する指定管理者の指定を辞退しなければならない。

6 調査報告及び公開（条例第12条）

- ・ 調査委員会は、調査を求められたときは、90日以内に調査し、書面により報告しなければならない。ただし、調査の対象者が起訴されたときは、中間報告とすることができる。
- ・ 市長又は議長は、調査委員会の報告を受けたときは、調査請求者に対し、速やかに書面により通知しなければならない。
- ・ 市長は、市民の請求に応じて、調査報告書を閲覧させることができる。

7 違反の措置（条例第14条）

- ・ 議長は、市長等又は議員が第2条、第3条、第4条又は第5条の規定に違反すると調査委員会が認めたときは、当該違反者に対する辞職勧告について議会に諮ることができる。

8 調査委員会の会議（規則第9条）

- ・ 委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- ・ 委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- ・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 報告すべき事項（規則第3条から第5条まで）

- ・ 市長等及び議員本人に関するもの
 - ① 兼業等報告書
 - ア 報告すべき役職
 - (ア) 企業の役員
 - (イ) 市から補助金等を受けている団体の役員
 - イ 報告の時期
 - (ア) 市長及び議員 当選後当初の議会開催日から1月以内

(イ) 副市長及び教育長 選任された日から1月以内

② 所得税納付状況等報告書

ア 添付資料 納税証明書又は納付状況を確認できる書類

イ 報告の時期 毎年6月1日から6月30日まで

・ 本人及び親族等に関するもの

① 役職員等報告書

ア 親族の範囲 本人、配偶者、2親等以内の親族、同居の親族

イ 報告すべき役職

(ア) 役員をしている企業（本人は除く。①で報告するため。）

(イ) 3分の1以上の資本金を出資している企業

(ウ) 年額200万円以上の報酬（給与）を受けている企業（本人及び配偶者の合計）

ウ 報告の時期 毎年5月31日まで

○龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例

平成23年3月28日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、龍ヶ崎市長（以下「市長」という。）、龍ヶ崎市副市長（以下「副市長」という。）及び龍ヶ崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）（以下「市長等」と総称する。）並びに龍ヶ崎市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者であることを自覚し、龍ヶ崎市民及び企業・団体等（以下「市民等」という。）の厳粛な信託にこたえるため、政治倫理基準を自ら定め、政治倫理を確立することにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(政治倫理基準)

第2条 市長等及び議員は、厳粛で公正な立場を理解するとともに、市政にかかわる責務を自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民の信託にこたえ、全体の奉仕者であることを自覚し、品位と名誉を損なうような行為やその職務に関して疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、社会的通念を逸脱する金品の授受をしてはならない。
- (3) 市等（市が構成団体となっている一部事務組合等、市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。以下同じ。）が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品契約に関して特定業者を推薦及び紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市等への許可及び認可等の便宜を図らないこと。
- (5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (6) 市職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 議員は、市職員の昇格又は異動に関して推薦又は紹介をしないこ

と。

- (8) 企業・団体等（政党及び政治団体を除く。）から道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。その後援団体についても同様とする。

（市長等に係る契約等に関する遵守事項）

第3条 市長等が関与する企業（営利活動を行う法人及び個人事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等（以下「市等」という。）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第142条、第166条及び第180条の5の趣旨に則り、工事請負、物品納入及び業務委託の契約並びに下請工事（以下「契約等」という。）を辞退しなければならない。

- 2 市長等の配偶者又は2親等以内若しくは同居の親族（以下「市長等の親族」という。）が関与する企業は、市等に対し、契約等を辞退しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、明らかに法の趣旨に反するおそれのない場合は、当該各項の規定による辞退をすることを要しない。
- 4 第1項及び第2項の市長等又は市長等の親族が関与する企業の範囲については、規則で定める。

（議員に係る契約等に関する遵守事項）

第4条 議員は、個人事業の事業主である場合は、法第92条の2の趣旨に則り、各会計年度において当該事業に係る契約等に関して市等から支払を受ける額の総額が同条に規定する政令で定める額を超えるときは、市等に対し、契約等を辞退しなければならない。

- 2 議員が関与する企業（前項に該当するものを除く。）は、法第92条の2の趣旨に則り、市等に対し、契約等を辞退しなければならない。
- 3 議員の配偶者又は2親等以内若しくは同居の親族（以下「議員の親族」という。）が関与する企業は、市等に対し、契約等を辞退しなければならない。
- 4 第1項から前項までの規定にかかわらず、明らかに法の趣旨に反するおそれのない場合は、当該各項の規定による辞退をすることを要しない。

5 第2項及び第3項の議員又は議員の親族が関与する企業の範囲については、前条第4項の規定を準用する。

(指定管理者の指定辞退)

第5条 市長等若しくは議員、その配偶者又は2親等以内若しくは同居の親族が関与する企業(市が設立した公社、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を除く。)は、市及び市が構成団体となっている一部事務組合等に対し、法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定を辞退しなければならない。

2 前項の市長等若しくは議員、その配偶者又は2親等以内若しくは同居の親族が関与する企業の範囲については、第3条第4項の規定を準用する。

(兼業等の報告義務)

第6条 市長及び議員は、当選後当初の議会が開催されてから、1月以内にその任期開始の日における役職について、書面により市長は市長に、議員は龍ヶ崎市議会議長(以下「議長」という。)に報告をしなければならない。

2 副市長及び教育長は、選任された日から1月以内にその任期開始の日における役職について、書面により市長に報告をしなければならない。

3 報告内容に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に書面によりその旨を市長等は市長に、議員は議長に報告するものとする。

4 市長及び議長は、前3項の規定による報告書及び変更報告書を、当該市長等又は当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管するものとする。

5 第1項及び第2項の役職の範囲については、規則で定める。

(納税報告の義務)

第7条 市長等及び議員は、毎年6月1日から6月30日までに、所得税の前年分並びに市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の前年度分の納付状況を記載した所得税等納付状況報告書(以下「納付状況報告書」という。)に規則で定める証明書類を

添えて、市長等は市長に、議員は議長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する納付状況報告書の提出期限後に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条又は第113条若しくは第114条の規定により行われた選挙において当選した者（当該選挙前に市長等又は議員として前項の規定による報告を行っているものを除く。）は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から60日以内に、納付状況報告書に前項の証明書類を添えて、市長は市長に、議員は議長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する納付状況報告書の提出期限後に新たに選任された副市長又は教育長（当該選任前に市長等又は議員として第1項の規定による報告を行っているものを除く。）は、選任された日から60日以内に、納付状況報告書に第1項の証明書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長及び議長は、前3項の規定により提出された納付状況報告書を、当該市長等又は当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。
- 5 市民（龍ヶ崎市選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）は、市長又は議長に前項の規定により保管されている納付状況報告書の閲覧を請求することができる。ただし、第1項から第3項までの証明書類は、閲覧の対象としない。

（政治倫理調査委員会の設置）

第8条 政治倫理に関する事項を調査するため、龍ヶ崎市政治倫理調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、委員11人をもって組織する。
- 3 調査委員会の委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから、規則で定める選出基準により市長が委嘱する。
- 4 調査委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 調査委員会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ない場合において、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。
- 6 調査委員会は、市長の求めに応じて政治倫理に関する重要な事項を

調査するものとする。この場合において、調査委員会は、調査の対象になった市長等又は議員に釈明の機会を与えなければならない。

7 調査委員会は、事案の解明のために必要と認めた場合は、調査の対象となった市長等又は議員の任期中における資産資料等の提出を求めることができる。

(調査請求権)

第9条 市民は、次に掲げる事由があるときは、市民100人以上の署名をし、これを証する資料を添えて、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができる。

(1) 第2条に規定する政治倫理基準に反する疑いがあるとき。

(2) 第3条又は第4条に規定する契約等に関する遵守事項に反する疑いがあるとき。

(3) 第5条に規定する指定管理者の指定辞退に反する疑いがあるとき。

2 市長又は議長は、前項の規定により市民から調査の請求に係る書類(以下「調査請求書」という。)の提出を受けたときは、その内容を審査した上で、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを速やかに調査委員会に提出し、調査を求めなければならない。

(資産資料の提出義務)

第10条 前条の調査対象となった市長等又は議員は、調査委員会の要求があるときは、規則で定めるところにより、資産資料を1月以内に提出しなければならない。

(守秘義務)

第11条 調査委員会の委員は、第8条第5項ただし書の規定により調査委員会の会議が非公開になった場合において、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査報告及び公開)

第12条 調査委員会は、市長から調査を求められたときは、90日以内に調査し、その結果を書面により市長に報告しなければならない。ただし、市長等又は議員がその調査事項に関して起訴されたときは、中間報告とすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その写しを議長に送付しなければならない。
- 3 市長又は議長は、調査委員会から前2項に基づく報告又はその写しの送付を受けたときは、調査請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。
- 4 市長は、市民の請求に応じて、第1項に基づく調査報告書を閲覧させることができる。

(市長等及び議員の法令違反第1審判決有罪後の措置)

第13条 市長等又は議員は、法令違反第1審で有罪の決定を受けた場合において、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等に係るものについては市長が、議員に係るものについては議長が開催する市民に対する説明会において釈明しなければならない。

- 2 市民は、前項の説明会において、有罪の決定を受けた市長等又は議員に質問することができる。

(違反の措置)

第14条 議長は、市長等又は議員が第2条から第5条までのいずれかの規定に違反すると調査委員会が認めたときは、当該市長等又は当該議員に対する辞職勧告について議会に諮ることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

○龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例施行規則

平成31年3月26日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約等に関する遵守事項)

第2条 条例第3条第3項及び第4条第4項に規定する明らかに法の趣旨に反するおそれがない契約並びに下請工事については、その事実が発生した場合は、直ちに書面により市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）は市長に、龍ヶ崎市議会議員（以下「議員」という。）は龍ヶ崎市議会議長（以下「議長」という。）に報告しなければならない。

2 条例第3条第4項に規定する企業の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市長等若しくは議員、その配偶者又は2親等以内若しくは同居の親族が役員をしている企業
- (2) 市長等若しくは議員、その配偶者又は2親等以内若しくは同居の親族が3分の1以上の資本金その他これに準ずるものを出資している企業
- (3) 市長等又は議員及びその配偶者が合計で年額200万円以上の報酬又は給与を受けている企業
- (4) 市長等若しくは議員、その配偶者又は2親等以内若しくは同居の親族が実質的な支配力を及ぼしている企業

(報告義務)

第3条 前条第2項第1号（市長等及び議員を除く。）、第2号及び第3号の事項については、役職員等報告書（様式第1号）に記載の上、毎年5月31日までに市長等は市長に、議員は議長に提出しなければならない。

(役職の範囲)

第4条 条例第6条第1項から第3項までに規定する役職の報告は、兼

業等報告書（様式第2号）の提出により行わなければならない。

2 条例第6条第5項に規定する役職の範囲は、企業及び市から補助金、負担金及び交付金を受けている団体の役員とする。

（所得税等納付状況報告書）

第5条 条例第7条第1項に規定する所得税等納付状況報告書（以下「納付状況報告書」という。）は、様式第3号のとおりとする。

2 条例第7条第1項に規定する証明書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 納税証明書

(2) 前号に掲げるもののほか、納付状況を確認できる書類
（報告書の閲覧）

第6条 条例第7条第5項に規定する納付状況報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）は、納付状況報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して10日を経過する日の翌日からすることができる。

2 閲覧の請求は、所得税等納付状況報告書閲覧請求書（様式第4号）を市長又は議長に提出して行うものとする。

3 閲覧は、市長又は議長が指定する場所で、執務時間中に行うものとする。

4 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（調査委員会の委員）

第7条 条例第8条第3項に規定する龍ヶ崎市政治倫理調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員の選出基準は、次のとおりとする。

(1) 司法及び会計に知識を有する者 4人

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する市民 7人（ただし、そのうち3人以内は公募とする。）

2 委員は、市長等及び議員の配偶者及び3親等以内の親族から選任することはできない。

（調査委員会の委員長及び副委員長）

第8条 調査委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出するものとする。
- (3) 委員長は、調査委員会を代表し、議事その他の会務を処理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(調査委員会の会議)

第9条 調査委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 調査委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

(委員の除斥)

第10条 調査委員会の委員は、調査対象になった議員と直接の利害関係がある事件については、その調査に加わることができない。

(庶務)

第11条 調査委員会の庶務は、総務部人事行政課において処理する。

(傍聴)

第12条 調査委員会の会議の傍聴の手続は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例（平成14年龍ヶ崎市条例第4号）及び龍ヶ崎市長が設置する附属機関の会議の公開に関する規則（平成14年龍ヶ崎市規則第29号）に定めるところによる。

(調査請求)

第13条 条例第9条第1項の規定により調査を請求しようとする者は、調査請求書（様式第5号）に必要事項を記入し、疑義を証する資料を添えて市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に提出しなければならない。

(資産資料の提出)

第14条 条例第10条の規定により調査委員会が提出を求める資産資料

は、資産報告書（様式第6号）とし、その内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。） 当該土地の所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 当該建物の所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金及び貯金 当該預金及び貯金の額
- (5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 当該有価証券の種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。） 当該自動車、船舶、航空機及び美術工芸品の種類及び数量
- (7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） 当該ゴルフ場の名称
- (8) 貸付金 当該貸付金の額
- (9) 借入金 当該借入金の額
- (10) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）
 - ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）
 - イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所

得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額

- (11) 前年中において贈与により取得した財産について、同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。